

一般社団法人日本おもちゃ病院協会 施行細則

一般社団法人日本おもちゃ病院協会（以下「本法人」という）定款第 60 条に関する施行細則は以下のように定める。

（ 定義 ）

第 1 条 本法人定款における、つぎに掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる

- 一 おもちゃ 子どもが遊ぶおもちゃでオルゴールを含む。ただし、電源に 100V を使用するもの、飛び出して傷を負わせる可能性のあるもの、修理後の箇所が再度壊れた場合に危険が生じると思われるものは除外します。
- 二 おもちゃドクター 壊れたおもちゃをボランティアで修理する個人
ここでいうボランティアとは、「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を差します。
- 三 おもちゃ病院 おもちゃドクターが集まり壊れたおもちゃを修理する場所
- 四 登録おもちゃ病院 本法人に登録されているおもちゃ病院

（事業に関する細則）

（事業）

第 2 条 本法人定款第 4 条（2）おもちゃドクターの養成の規定による事業を推進するにあたり、次のように定める。

- 一 本部養成講座
本部養成講座は理事会が別途定める本部養成講座細則による。
- 二 外部養成講座
外部養成講座は理事会が別途定める外部養成講座細則による。

（会員等に関する細則）

（登録おもちゃ病院）

第 3 条 本法人定款第 6 条に規定する登録おもちゃ病院に関して次のように規定する定期的におもちゃ病院を開院し、かつ本法人の正会員が 1 名以上いるおもちゃ病院を登録おもちゃ病院として登録する。ただし、正会員がいなくても本法人の理事会の承認が得られたおもちゃ病院はその限りでない。登録おもちゃ病院の一覧をホームページに掲載し、おもちゃ病院を探している方への情報提供を図るものとする。

（入会）

第 4 条 本法人定款第 7 条に規定による入会申込書の書式は理事会において定める。

（入会資格）

第 5 条 本法人定款第 7 条に規定する入会申請のできるものは、おもちゃドクター活動を行っている個人、またはドクター養成講座を受講した受講生とする。ただし、理事会において承認を

得られた個人は、この限りでない。

(退会届の様式)

第6条 本法人定款第9条の規定による退会届は本法人ホームページの退会連絡フォームによる。

(会費の金額)

第7条 本法人会員の会費は、定款第8条に基づいて総会で決議する。

令和5年度(2023年度)総会により、個人会費が3,000円から4,000円に変更となりました。

令和6年度(2024年度)以降は、会員の会費は次のとおりとなります。

- 1) 正会員 4,000円 / 年 (ただし、入会金 3,000円を入会時に納入)
- 2) 賛助会員 企業・団体 1口以上 / 年 (1口 100,000円) 入会金 0円
個人 4,000円 / 年 入会金 0円

2 年度途中の入会者の取り扱い

事業年度4月1日から3月31日を一年とし、その途中で入会したものの会費は、入会月の翌月から3月までの月割りとする。ただし、1月から3月の入会者は、当年度の月割り会費と翌年度会費を合わせて支払うものとする。

(会費の免除等)

第8条 本法人の会員に次の状況が生じた場合には、理事会の議決を経て、会員歴その他を勘案した上で一定期間の会費の免除および5万円以内の見舞金を支給することができる。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚災害法)に指定された地域内であって、おもちゃ病院の継続的な開院ができなくなったとき

(総会に関する細則)

第9条 総会の招集

本法人定款第17条第3項により、総会を招集する方法を下記のように定める。

(1) 総会の日時および場所

(2) 総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。)

(3) 総会に出席できない社員が書面及び電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項および議決権行使の期限。

代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法および代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

2 事業年度の末日現在における正会員を、事業年度の終了後に招集される定時総会に関して議決権を有する会員とする。

臨時総会は、招集通知を発送した日における正会員を、議決権を有する会員とする。

ただし、定時総会、臨時総会で招集通知を発送した日までに会費が未納の正会員は、議決権を有しない。

(理事等に関する細則)

第10条 理事の年齢は、定時総会開催年度の4月1日現在において80歳未満とする。

ただし、理事会で承認された場合は、その限りでない。

2 会長は連続して3期(1期2年間)を限度として務めることができる。

(事業報告)

第11条 事業報告の附属明細書

本法人定款48条(2)に規定する事業報告の明細書とは、事業報告の内容を補足する重要な事項を記載する書類で、記載すべき事項は、「会社法施行規則」に規定されていますので、それに準拠する。たとえば、他の団体の代表理事及び理事を兼ねる代表理事及び理事についての業務の状況の明細、第三者との間の取引で、当団体と代表理事及び理事又は監事との利益が相反するものなどの明細などがある。

第12条 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

定款48条(5)に規定する貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書に記載すべき事項として、重要な固定資産や引当金に変動があった場合の明細などがある。

(付 則)

第13条 本法人定款施行細則は、令和6年(2024年)年10月1日より施行する。